

真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が真岡市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が真岡市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができるところにおいて、最低価格入札者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、予定価格が500万円以上の建設工事の入札とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

①直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと認められる建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知等)

第4条 対象となる入札の入札公告又は指名通知書に、調査基準価格を設けたことを明記するものとする。

(落札の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者の落札を保留するものとする。

(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 前条の規定により落札を保留した場合には、工事主管課長は最低価格入札者等が入札時に提出した工事費内訳書の内容が次の各号に適合するか否かを調査し、様式第2-1号により入札執行者（真岡市入札制度合理化対策実施要領第7条による入札執行者をいう。以下同じ。）に報告する。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）が、予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (5) 入札書記載金額が、次に掲げる①から④までの合計額から⑤を減じ、1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

- 2 工事主管課長は、前項の基本調査において工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を様式第2-1号により入札執行者に報告するものとする。
- 3 入札執行者は、前2項の報告があったときはその内容を精査し、第1項各号のいずれか適合しない場合又は、第2項に該当する場合は、当該最低価格入札者等を失格とするものとする。

(二次調査の実施)

第7条 第5条により落札者の決定を保留した場合に、工事主管課長は最低価格入札者等が前条第3項により失格となった場合を除き、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するために、次の事項について最低価格入札者等からの事情聴取および関係機関への照会等により二次調査を行う。この場合、工事主管課長は最低価格入札者等に対し、様式第1号により通知するものとする。

- ①当該価格により入札した理由
- ②当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ③当該工事に関連する手持ち工事の状況
- ④当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑥労働者の具体的供給見通し
- ⑦過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑧経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑨信用状況（建設業法違反の有無、賃金や下請代金の支払い状況等）
- ⑩その他の必要な事項

2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、原則として通知日の翌日から起算して3日（真岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に規定する休日を除く。）以内に別記様式1から10に必要な事項を記載し、工事主管課長に提出しなければならない。

（低入札価格の審査）

第8条 工事主管課長は、二次調査の内容を分析・検討のうえ様式第2-2号により、真岡市入札契約審査委員会設置規程による真岡市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）に調査結果を報告するものとする。

2 委員会は、前項による調査結果報告に基づき、最低価格入札者等が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを審査する。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、委員会の審査結果に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、最低価格入札者等を落札者とする。

2 入札執行者は、委員会の審査結果に基づき、最低価格入札者等の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者とする。

3 前項の場合において、次順位者の入札価格も調査基準価格を下回るときは、第6条以下の手続きを再度行うものとする。

（入札者への通知）

第10条 入札執行者は、前条第1項により最低価格入札者等を落札者として決定したときは、直ちに最低価格入札者等に対し様式第3号により落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式第4号によりその旨を知らせるものとする。ただし、電子入札で行われた場合は、電子メールその他の方法により通知することができる。

2 入札執行者は、前条第2項により次順位者を落札者として決定したときは、直ちに最低価格入札者等に対し様式第5号により落札者としめない旨を、次順位者に対しては様式第6号により落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式第4号により次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。ただし、電子入札で行われた場合は、電子メールその他の方法により通知することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 真岡市低入札価格取扱要綱（平成13年）、真岡市低入札価格調査事務取扱要領（平成13年）は廃止する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年4月1日以降の入札公告及び指名通知から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年7月1日から適用する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

様

工事主管課長

低入札価格の調査について

年 月 日に入札を行った（ 工事）に係る調査（事情聴取）を下記により実施しますので、貴社を代表する者の出席をお願いします。やむを得ず代理の者が出席する場合は委任状を提出してください。

なお、調査に応じない場合は失格とみなされますので、念のため申し添えます。

記

- 1 調査日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
- 2 場 所
- 3 調査項目

- ①当該価格により入札した理由
- ②当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ③当該工事に関連する手持ち工事の状況
- ④当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑥労働者の具体的供給見通し
- ⑦過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑧経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑨信用状況（建設業法違反の有無、賃金や下請代金の支払い状況等）
- ⑩その他の必要な事項

（注1）別記様式に必要事項を記入のうえ、 年 月 日までに真岡市長あてに提出して下さい。

（注2）当該工事の施工にあたって、貴社がその価格で実施可能であるとしていることについて、上記の観点から調査するものです。

（注3）経営状況のわかる書類の提出を求める場合があります。

(様式第 2 - 1 号)

低入札価格の基本調査結果について

このことについては、下記のとおりです。

記

調査日 年 月 日
調査実施課

1	入 札 日	年 月 日
2	工 事 名	
3	工 事 箇 所	
4	最低価格入札者等	
5	入 札 価 格	円（税抜き）
6	予 定 価 格	円（税抜き）
7	調 査 基 準 価 格	円（税抜き）

○数値的判断基準に基づく調査表

	判断項目	工事費内訳書の額	数値的判断基準 による算出額	適・否
1	直接工事費の額	円	円	
2	共通仮設費の額	円	円	
3	現場管理費の額	円	円	
4	一般管理費等の額	円	円	
5	入札書記載金額	円	円	
要綱第 6 条第 2 項に該当する理由				

- 注) 1 数値的判断基準による算出額は、要綱第 6 条第 1 項の基準に基づき算定し、記入する。
- 2 適・否欄は、基準額に適合していれば「○」、不適合であれば「×」と記入する。
- 3 要綱第 6 条第 2 項に該当する理由は、工事費内訳書が設計書の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合に、その内容を具体的に記入する。

(様式第2－2号)

年 月 日

入札契約審査委員長 様

工事主管課長

低入札価格の調査結果について

このことについては、下記のとおりです。

記

調査日 年 月 日

1	入 札 日	年 月 日
2	工 事 名	
3	工 事 箇 所	
4	最低価格入札者等	
5	入 札 価 格	円（税抜き）
6	予 定 価 格	円（税抜き）
7	調 査 基 準 価 格	円（税抜き）
調 査 結 果	①当該価格により入札した理由	
	②当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況	
	③当該工事に関連する手持ち工事の状況	
	④当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	

	⑤資材の購入先及び購入先と入札者との関係
	⑥労務者の具体的供給見通し
	⑦過去に施工した公共工事及び発注者
	⑧経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
	⑨信用状況（建設業法違反の有無、賃金及び下請代金の支払い状況等）
	⑩その他の必要な事項
総合意見	

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

真岡市長

落札通知書

年 月 日 競争入札に付した下記工事について落札者の決定を保留して
いましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかを
調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しました。

つきましては、「真岡市建設工事請負契約書」を契約約款第5条に定められている契約の
保証とあわせて7日以内に提出してください。

※（つきましては、「真岡市建設工事請負仮契約書」については7日以内に、契約約款第5
条に定められている契約の保証については、後日指定する日までに提出してください。）

1	入 札 日	年 月 日
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	入 札 書 記 載 金 額	¥
5	契 約 金 額	入札書記載金額の110／100
6	契 約 の 保 証 割 合	10分の1以上
7	工 事 期 間	
8	発 注 者	
9	所 管 課	

※（ ）内は、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

様

真岡市長

入札結果通知書

年 月 日 競争入札に付した下記工事について、落札者の決定を保留していましたが、※（次順位者である）を落札者とすることに決定しました。

記

- 1 入札日
- 2 工事名
- 3 工事箇所

※（ ）内は、次順位者を落札者とする場合に記載する。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

様

真岡市長

調査結果通知書

先に入札を行った工事について、貴社の入札価格が低入札調査基準価格を下回ったため調査を行った結果、下記のとおり落札者としませんので通知します。

記

1	入札日	年 月 日
2	工事名	
3	工事箇所	
4	落札者とし ない理由	

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

様

真岡市長

落札通知書

年 月 日 競争入札に付した下記工事について落札者の決定を保留して
いましたが、調査の結果、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされな
いおそれがあると認め、次順位者である貴社を落札者とすることに決定しました。

つきましては、「真岡市建設工事請負契約書」を契約約款第 5 条に定められている契約の
保証とあわせて 7 日以内に提出してください。

※（つきましては、「真岡市建設工事請負仮契約書」については 7 日以内に、契約約款第 5
条に定められている契約の保証については、後日指定する日までに提出してください。）

1	入 札 日	年 月 日
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	入 札 書 記 載 金 額	¥
5	契 約 金 額	入札書記載金額の 1 1 0 / 1 0 0
6	契 約 の 保 証 割 合	1 0 分の 1 以上
7	工 事 期 間	
8	発 注 者	
9	所 管 課	

※（ ）内は、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

別記様式 1

年 月 日

真岡市長 様

入札者

低入札価格の調査対象となりました工事名「 」に関し、調査資料を提出します。

当該価格で入札した理由

--

※当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、下請会社等の協力等の面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

別記様式 2

工事費内訳書

[illegible]

別記様式3

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工事名	発注者	工期	金額	備考

※対象工事現場付近（半径10km程度）での手持工事の件名を記入し、その工事現場が確認できる図面（対象工事の位置も記入）を添付すること。図面の尺度は自由とする。

別記様式4

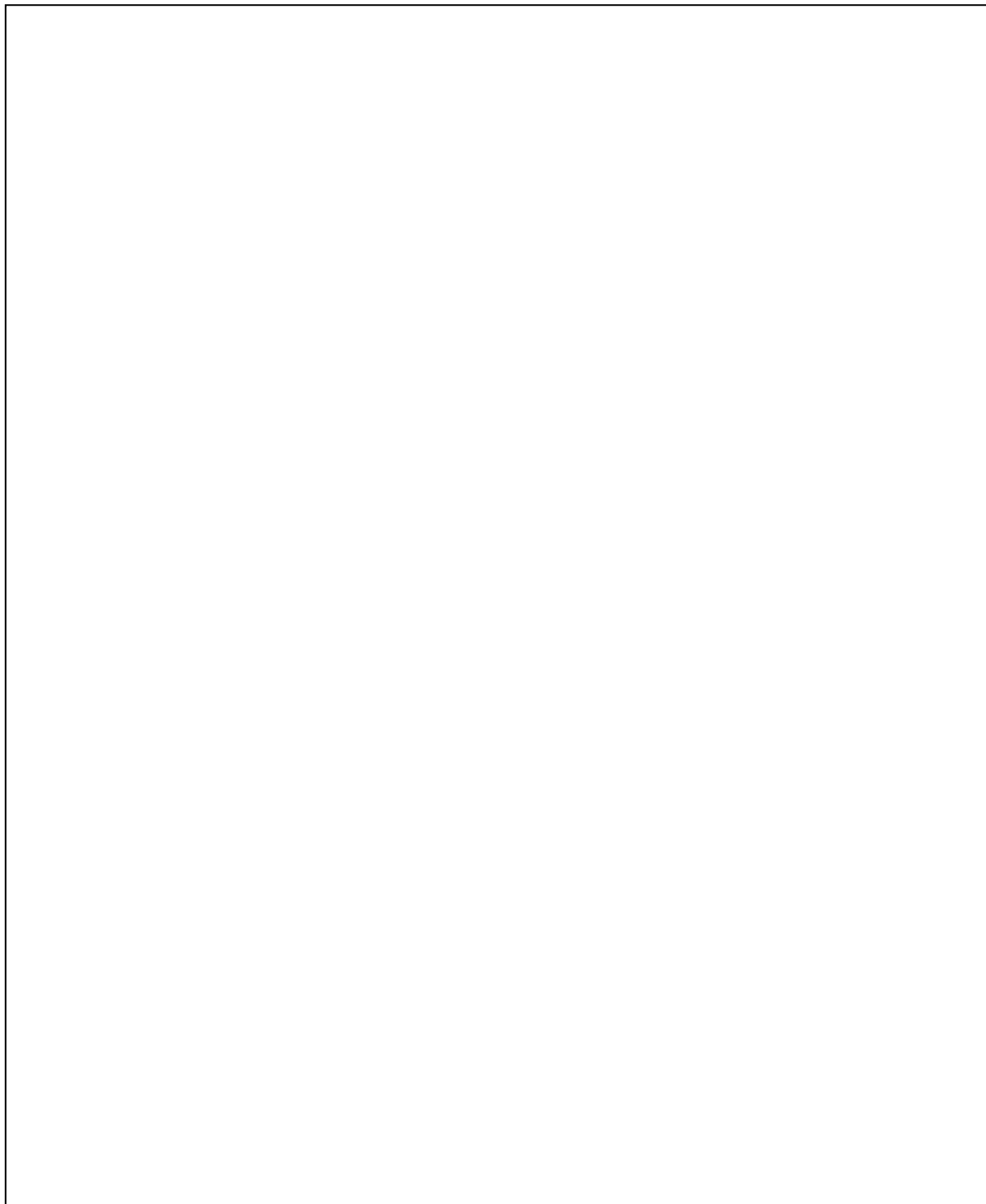
手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名	発注者	工期	金額	備考

※対象工事の同種又は同類の手持工事を記入すること。

別記様式 5

当該工事の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関連



※分かりやすい地図で、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるよう記入する。

また、所在地も明らかにする。（縮尺は自由とする。）

別記様式 6

資材購入先一覧

[illegible]

※「入札者との関係」については、購入先予定業者との関係を記入すること。

(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

別記様式 7

労務者の確保計画

[illegible]

※自社労務者と下請労務者を区分して記入すること。

別記様式 8

工事別労務者配置計画

工種	種別	配 置 予 定 人 数 (人)						備考
		世話役	普通 作業員	配管工	電工	運転手	計	

※備考に自社施工分と下請施工分を区分して記入すること。

別記様式9

過去に施工した公共工事名及び発注者

発注 年度	発注者	工事名	工期	請負金額	評点	備考

※1 過去5年程度の実績を記入すること。

※2 過去に施工した工事で低入札案件については、備考欄に◎印を記入すること。

別記様式 10

建設副産物の搬出地

[illegible]

※当該工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土等）

低入札価格調査制度フロー図

税込み予定価格が500万円以上の
建設工事

土木工事の場合

基準価格 = { (直接工事費 × 9.7/10)
+ (共通仮設費 × 9/10) + (現場管理費 × 9/10)
+ (一般管理費等 × 6.8/10) } × 1.1 (消費税)
※ 予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10 の範囲内
※ 税抜き金額は万円未満切捨て

建築工事、設備工事の場合

基準価格 = [{ (直接工事費 × 9/10) × 9.7/10 }
+ (共通仮設費 × 9/10)
+ { (現場管理費 + 直接工事費 × 1/10) × 9/10 }
+ (一般管理費等 × 6.8/10)] × 1.1 (消費税)
※ 予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10 の範囲内
※ 税抜き金額は万円未満切捨て

落札決定保留

低入札調査基準価格未滿

一次調査（数値的判断基準）実施

- (1) 直接工事費（建築工事、設備工事は 9/10 を乗じる）が
設計における直接工事費（建築工事、設備工事は 9/10 を乗じる）の 75%以上か
- (2) 共通仮設費が設計における共通仮設費の 70%以上か
- (3) 現場管理費（建築工事、設備工事はこれに直接工事費の 1/10 を加えた額）が
設計における現場管理費（建築工事、設備工事はこれに直接工事費の 1/10 を加えた額）の 70%以上か
- (4) 一般管理費等が設計における一般管理費等の 30%以上か
- (5) 入札書記載金額が次の①から④までの合計額から⑤を減じた額以上か
 - ① 直接工事費（建築工事、設備工事は 9/10 を乗じる） × 9.7/10
 - ② 共通仮設費 × 9/10
 - ③ 現場管理費（建築工事、設備工事はこれに直接工事費の 1/10 を加えた額） × 9/10
 - ④ 一般管理費等 × 6.8/10
 - ⑤ 工事価格に 0.3/10 を乗じた額

※①～④は入札時に提出された積算内訳書の各項目 ※(1)～(5)ともに万円未満切捨て

数値的判断基準を満
たさない

失 格

数値的判断基準のす
べてを満たす

契約内容に適合した
履行不可能

失 格

二次調査実施
(入札契約審査委員会)

契約内容に適合した
履行可能

落 札

次順位者